

## 歯科用金銀パラジウム合金の高騰への対応について(案)

### 1. 背景

- 金銀パラジウム合金を含む歯科用貴金属については、その素材である金やパラジウム等が市場価格の変動の影響を受けやすいことから、通常の2年に1度の診療報酬改定に加えて、6か月に1度の随時改定を行ってきた。
- 現行の対応だけでは歯科用貴金属の価格の乱高下に、速やかに対応できないとの指摘がある。

### 2. 現行の対応

- 2年に1度の診療報酬改定においては、市場実勢価格を踏まえて告示価格を決定。
- 4月、10月の随時改定において、素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±5%を超えた場合に告示価格を改定。(診療報酬改定を除く)

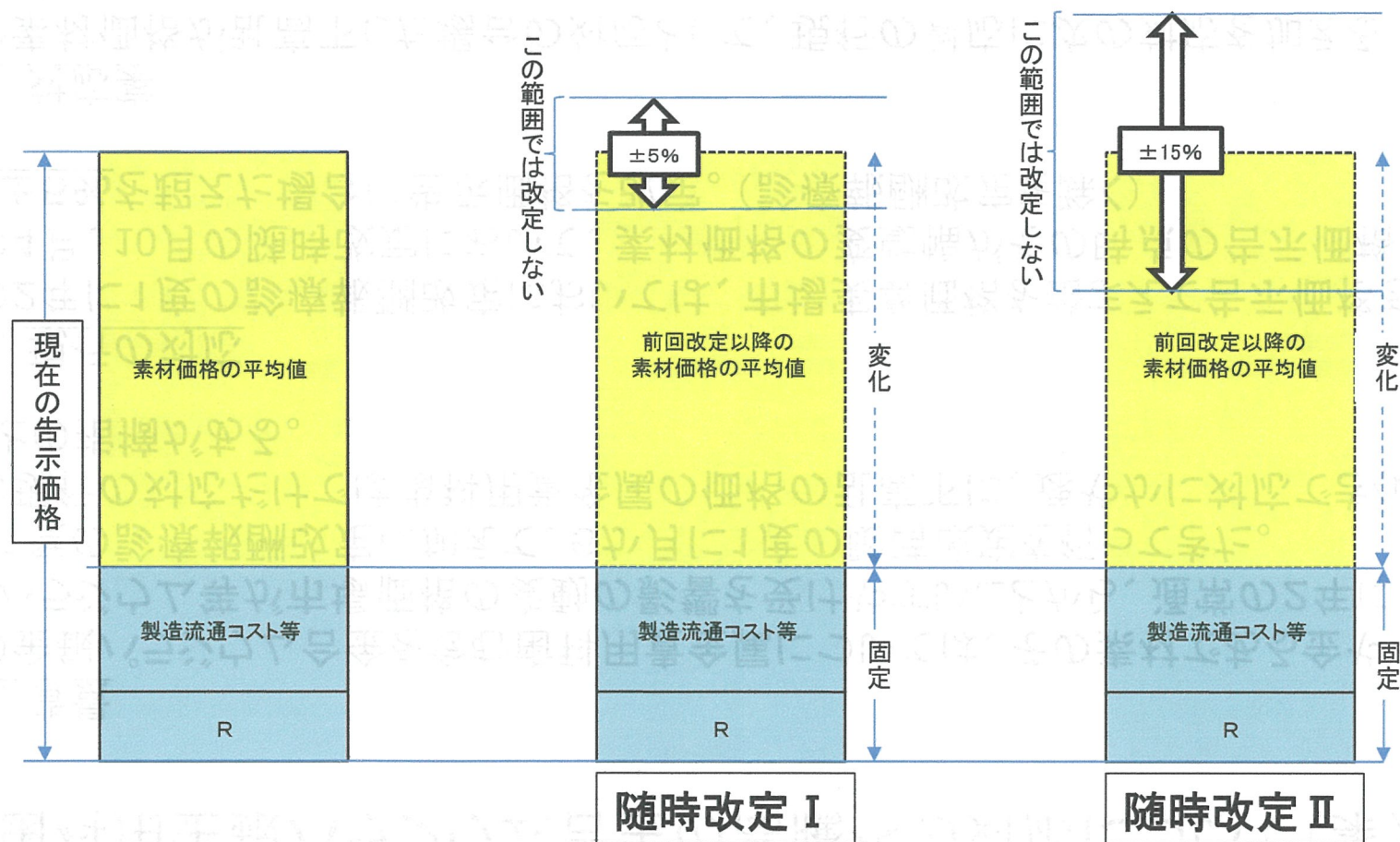
### 3. 対応案

- 素材価格が乱高下した場合の対応として、現行の対応に次の対応を加えることとしてはどうか。  
「診療報酬改定、随時改定の3月後(7月、1月)において、素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±15%を超えた場合に告示価格を改定する。」
- また、その名称を「随時改定Ⅱ」として、現行の「随時改定」は「随時改定Ⅰ」と名称を変更することとしてはどうか。

# 歯科用貴金属の随時改定Ⅰ、随時改定Ⅱについて

現在の告示価格に対して  
±5%を超えた場合に  
告示価格を改定

現在の告示価格に対して  
±15%を超えた場合に  
告示価格を改定

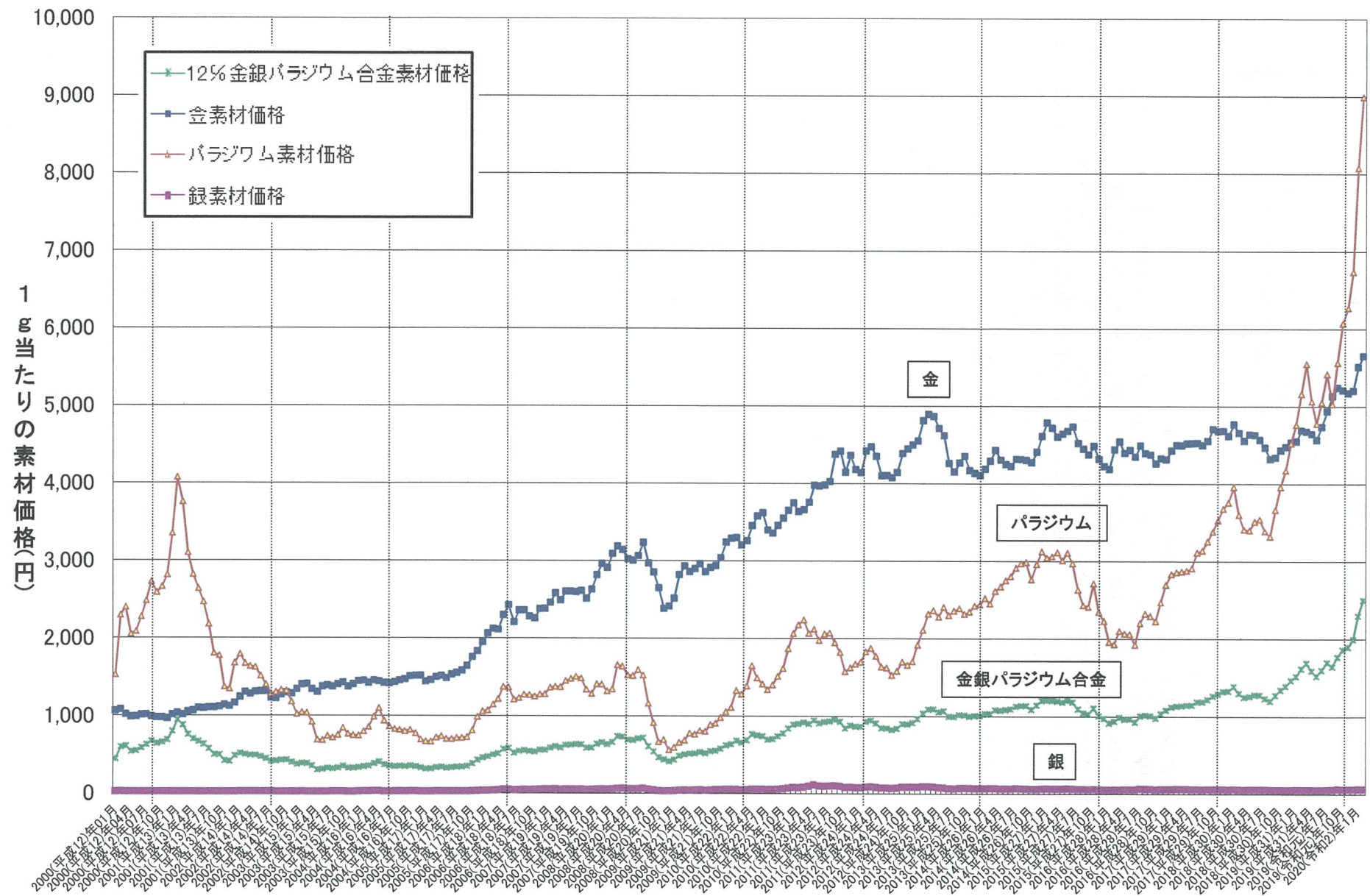


4月、10月に実施  
(診療報酬改定を除く)

7月、1月に実施



## 歯科用貴金属素材価格の変動推移



特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について

令和 2 年 ○ 月 ○ 日  
中央社会保険医療協議会了解

5 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の特例

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生大臣告示第 59 号）の別表第二第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料に係る機能区分のうち、金、銀又はパラジウムを含有するものであって、別表 6 に定める歯科用貴金属機能区分の基準材料価格については、金、銀又はパラジウムの国際価格変動に対応するため、1 の規定に関わらず、基準材料価格改定時及び随時改定 I 時（基準材料価格改定の当該月から起算して 6 ヶ月ごとの時点をいう。以下同じ。）、随時改定 II 時（基準材料価格改定及び随時改定 I の当該月から起算して 3 ヶ月の時点をいう。以下同じ。）に、別表 7 に定める算式により算定される額に改定する。

## 別表 6

## 歯科用貴金属機能区分

| 品 名                                        |
|--------------------------------------------|
| 歯科鑄造用 14 カラット金合金インレー用 (JIS 適合品)            |
| 歯科鑄造用 14 カラット金合金鉤用 (JIS 適合品)               |
| 歯科用 14 カラット金合金鉤用線 (金 58.33%以上)             |
| 歯科用 14 カラット合金用金ろう (JIS 適合品)                |
| 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 JIS 適合品)           |
| 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金 15%以上 JIS 適合品)           |
| 歯科鑄造用銀合金 第 1 種 (銀 60%以上インジウム 5%未満 JIS 適合品) |
| 歯科鑄造用銀合金 第 2 種 (銀 60%以上インジウム 5%以上 JIS 適合品) |
| 歯科用銀ろう (JIS 適合品)                           |

別表 7

歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法

1 基準材料価格改定時における算式

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該機能区分に属する全} \\ \text{ての既収載品の保険医療} \\ \text{機関等における平均的購} \\ \text{入価格（税抜市場実勢価} \\ \text{格の加重平均値）} \end{array} \right] + \text{補正幅} \times \left[ 1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right] + \text{一定幅}$$

補正幅 = X - Y

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降における金、銀及びパラジウムのそれぞれの取引価格の平均値に、別表 6 に定める当該機能区分に属する特定保険医療材料の標準的な金、銀及びパラジウムの含有比率をそれぞれ乗じて算定される額の合計額（以下「平均素材価格」という。）

Y = 材料価格調査の調査対象月における平均素材価格

（注）令和元年度の消費税引上げに伴う基準材料価格改定における歯科用貴金属機能区分の一定幅は、改定前の基準材料価格の 4/100 に相当する額とする。

## 2 随時改定Ⅰ時、随時改定Ⅱ時における算式

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該機能区分に係る} \\ \text{随時改定時前の基準} \\ \text{材料価格} \end{array} \right] + \text{補正幅} \times \left[ 1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right]$$

$$\text{補正幅} = X - Y$$

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格

Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

(注) 1 随時改定Ⅰ時、上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$0.95 \leq \frac{\text{2により算定される額}}{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}} \leq 1.05$$

2 随時改定Ⅱ時、上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$\underline{0.85} \leq \frac{\underline{\text{2により算定される額}}}{\underline{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}}} \underline{\leq 1.15}$$